

改 正 後	現 行
(ウ) (略) (エ) (略) ウ (略)	の起床後までの間、宿直を行う専従の夜間支援従事者が配置されていること。 (ウ) 夜間支援従事者は、利用者の状況に応じ、定時的な居室の巡回や電話の収受のほか、必要に応じて、緊急時の対応等を行うものとする。 (エ) 1人の夜間支援従事者が複数の共同生活住居の夜間支援を行う場合にあつては、少なくとも一晩につき1回以上は共同生活住居を巡回する必要があること。 ただし、サテライト型住居については、当該住居の形態や入居している利用者の意向、状態像等を勘案した上で、サテライト型住居ごとに巡回の必要性を判断することとして差し支えない。 ウ 加算の算定方法 1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う共同生活住居に入居している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に入居している利用者の数ではなく、第二の1の(5)の規定を準用して算定するものとする。 1カ所の共同生活住居において2人以上の夜間支援従事者が夜間支援を行う場合は、それぞれの夜間支援従事者が実際に夜間支援を行う利用者数に応じて、第二の1の(5)の規定を準用して算定する当該共同生活住居に入居している利用者数を按分して算定するものとする。これらの計算の過程

改 正 後	現 行
(三) (略) ア (略) イ 常時の連絡体制の内容 常時の連絡体制については、当該事業所の従業者が常駐する場合のほか、次の場合にも算定できるものであること。 (ア) 携帯電話などにより、夜間及び深夜の時間帯の連絡体制が確保されている場合	において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数点第1位を四捨五入するものとする。 なお、宿直を行う夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居に入居している利用者は、報酬告示第15の1の5のイの夜間支援等体制加算(Ⅰ)及び同ハの夜間支援等体制加算(Ⅲ)を算定できないものであること。 (三) 報酬告示第15の1の5のハの夜間支援等体制加算(Ⅲ)については、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、夜間及び深夜の時間帯を通じて、必要な防災体制又は利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制を確保しているものとして都道府県知事が認める場合に算定するものであるが、具体的には次の体制をいうものである。 ア 夜間防災体制の内容 警備会社と共同生活住居に係る警備業務の委託契約を締結している場合に算定できるものであること。 なお、警備会社に委託する際には、利用者の状況等について伝達しておくこと。 イ 常時の連絡体制の内容 常時の連絡体制については、当該事業所の従業者が常駐する場合のほか、次の場合にも算定できるものであること。 (ア) 携帯電話などにより、夜間及び深夜の時間帯の連絡体制が確保されている場合

改正後	現 行
(イ) 指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものにより連絡体制を確保している場合 ただし、この場合、指定障害者支援施設の夜勤職員等、別途報酬等（報酬告示第11の9のハの夜間支援等体制加算（Ⅲ）、<u>報酬告示第14の3の1の自立生活援助サービス費</u>及び地域相談支援報酬告示第2の地域定着支援サービス費を除く。）により評価される職務に従事する必要がある者による連絡体制はこの加算の算定対象とはしないこと。 なお、緊急時の連絡先や連絡方法については、運営規程に定めるとともに共同生活住居内の見やすい場所に掲示する必要があること。 ウ （略） ⑨ <u>夜勤職員加配加算の取扱いについて</u> <u>報酬告示第15の1の5の2の夜勤職員加配加算</u>については、<u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業所</u>において、<u>指定障害福祉サービス基準第213条の4第2項に定める夜間支援従事者</u>に加	(イ) 指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものにより連絡体制を確保している場合 ただし、この場合、指定障害者支援施設の夜勤職員等、別途報酬等（報酬告示第11の9のハの夜間支援等体制加算（Ⅲ）及び地域相談支援報酬告示第2の地域定着支援サービス費を除く。）により評価される職務に従事する必要がある者による連絡体制はこの加算の算定対象とはしないこと。 なお、緊急時の連絡先や連絡方法については、運営規程に定めるとともに共同生活住居内の見やすい場所に掲示する必要があること。 ウ 加算の算定方法 常時の連絡体制又は防災体制を確保している共同生活住居に入居している利用者について、加算額を算定する。 なお、常時の連絡体制又は防災体制を確保している共同生活住居に入居している利用者は、報酬告示第15の1の5のイの夜間支援等体制加算（Ⅰ）及び同ロの夜間支援等体制加算（Ⅱ）を算定できないものであること。 （新設）

改 正 後	現 行
<u>え、夜勤を行う夜間支援従事者を1以上配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合であって、次の(一)から(三)までの要件を満たしていると都道府県知事が認める場合について、算定する。</u> <u>(一) 夜間支援従事者の加配</u> <u>加配される夜間支援従事者は、当該夜間支援従事者が夜間に支援を行う利用者が居住する共同生活住居に配置され、専らその職務に従事する必要がある、複数の共同生活住居又は他の事業所等における夜間業務を行うことで、この加算を算定することはできないものであること。</u> <u>ただし、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所が設置する指定短期入所事業所（併設事業所に限る。）の従業者が、当該夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないものとする。</u> <u>(二) 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態</u> <u>加配される夜間支援従事者の業務は、指定障害福祉サービス基準第213条の4第2項に定める夜間支援従事者と同じとする。なお、常勤、非常勤を問わないものであること。</u> <u>また、当該夜間支援従事者は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。</u> <u>(三) 加算の算定方法</u> <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、指定</u>	

改正後	現 行
<u>障害福祉サービス基準第213条の4第2項に定める夜間支援従事者に加え、夜勤を行う夜間支援従事者を1以上配置した共同生活住居に居住する利用者について、当該加算を算定できるものとする。</u> ⑩ 重度障害者支援加算の取扱いについて 報酬告示第15の1の6の重度障害者支援加算については、次のアからウのいずれの要件も満たす指定共同生活援助事業所又は<u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業所</u>において、指定重度障害者等包括支援の対象となる利用者に対し、指定共同生活援助又は<u>日中サービス支援型指定共同生活援助</u>を行った場合に算定する。 なお、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の適用を受ける利用者及び外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者については、この加算を算定することができない。 ア 指定障害福祉サービス基準第208条第1項第2号又は<u>第213条の4第1項第2号</u>に規定する生活支援員の員数に加えて、指定重度障害者等包括支援の対象となる利用者の支援のために必要と認められる数の生活支援員を加配していること。この場合、常勤換算方法で、指定障害福祉サービス基準を超える生活支援員が配置されていれば足りるものである。 (例) 区分6の利用者が2人、区分5の利用者が2人入居する指定共同生活援助事業所 ・ 区分6：2人÷2.5＝0.8人 ・ 区分5：2人÷4＝0.5人 ・ 指定障害福祉サービス基準上の生活支援員の必要数（常勤換算）	⑦ 重度障害者支援加算の取扱い 報酬告示第15の1の6の重度障害者支援加算については、次のアからウのいずれの要件も満たす指定共同生活援助事業所において、指定重度障害者等包括支援の対象となる利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合に算定する。 なお、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の適用を受ける利用者及び外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者については、この加算を算定することができない。 ア 指定障害福祉サービス基準第208条に規定する生活支援員の員数に加えて、指定重度障害者等包括支援の対象となる利用者の支援のために必要と認められる数の生活支援員を加配していること。この場合、常勤換算方法で、指定障害福祉サービス基準を超える生活支援員が配置されていれば足りるものである。 (例) 区分6の利用者が2人、区分5の利用者が2人入居する指定共同生活援助事業所 ・ 区分6：2人÷2.5＝0.8人 ・ 区分5：2人÷4＝0.5人 ・ 指定障害福祉サービス基準上の生活支援員の必要数（常勤換算） 0.8人＋0.5人＝1.3人

改 正 後	現 行
勤換算) 0.8人+0.5人=1.3人 → 1.4人以上の生活支援員を配置した場合に、この加算の対象となる。 イ 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に配置されているサービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者、行動援護従業者養成研修修了者又は喀痰吸引等研修(第二号)修了者(以下この⑩において「実践研修修了者」という。)であること。その際、喀痰吸引等研修(第一号)修了者が配置されている場合は当該者を喀痰吸引等研修(第二号)修了者が配置されているものとみなす。また、当該事業所において強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を配置し、かつ、利用者の中に行動障害を有する者がいる場合は、当該利用者に係る支援計画シート等を作成すること。 ただし、平成31年3月31日までの間においては、実践研修修了者が配置されていない場合であっても、サービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上に強度行動障害支援者養成研修(実践研修)、行動援護従業者養成研修、喀痰吸引等研修(第一号)又は喀痰吸引等研修(第二号)のいずれかを年度内に受講させる計画を作成し、都道府県知事に届け出ている場合は、当該届出を行った年度のうち当該届出を行った月以降について、この要件を満たすものとする。 ウ 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に配置されている生活支援員のうち20%以上が、強度	→ 1.4人以上の生活支援員を配置した場合に、この加算の対象となる。 イ 指定共同生活援助事業所に配置されているサービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者、行動援護従業者養成研修修了者又は喀痰吸引等研修(第二号)修了者(以下この⑦において「実践研修修了者」という。)であること。その際、喀痰吸引等研修(第一号)修了者が配置されている場合は当該者を喀痰吸引等研修(第二号)修了者が配置されているものとみなす。また、当該事業所において強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を配置し、かつ、利用者の中に行動障害を有する者がいる場合は、当該利用者に係る支援計画シート等を作成すること。 ただし、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間においては、実践研修修了者が配置されていない場合であっても、サービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上に強度行動障害支援者養成研修(実践研修)、行動援護従業者養成研修、喀痰吸引等研修(第一号)又は喀痰吸引等研修(第二号)のいずれかを年度内に受講させる計画を作成し、都道府県知事に届け出ている場合は、当該届出を行った年度のうち当該届出を行った月以降について、この要件を満たすものとする。 ウ 指定共同生活援助事業所に配置されている生活支援員のうち20%以上が、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者、

改 正 後	現 行
行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者、行動援護従業者養成研修修了者又は喀痰吸引等研修（第三号）修了者（以下この⑩において「基礎研修修了者」という。）であること。その際、喀痰吸引等研修（第一号）修了者又は喀痰吸引等研修（第二号）修了者が配置されている場合は当該者を痰吸引等研修（第三号）修了者が配置されているものとみなす。 <u>ただし、基礎研修修了者が20%以上配置されていない場合でも、平成31年3月31日までの間においては、生活支援員のうち10%以上が基礎研修修了者であって、かつ、生活支援員のうち他の10%以上に基礎研修等のいずれかを年度内に受講させる計画を作成し、都道府県知事に届け出ていること。</u>	重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者、行動援護従業者養成研修修了者又は喀痰吸引等研修（第三号）修了者（以下この⑦において「基礎研修修了者」という。）であること。その際、喀痰吸引等研修（第一号）修了者又は喀痰吸引等研修（第二号）修了者が配置されている場合は当該者を喀痰吸引等研修（第三号）修了者が配置されているものとみなす。 <u>ただし、次に該当する場合については、基礎研修修了者が20%以上配置されていない場合でも、この要件を満たすものとする。</u> <u>(7) 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間においては、生活支援員のうち10%以上に強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程、行動援護従業者養成研修、喀痰吸引等研修（第一号）、喀痰吸引等研修（第二号）又は喀痰吸引等研修（第三号）（以下この⑦において「基礎研修等」という。）のいずれかを年度内に受講させる計画を作成し、都道府県知事に届け出ていること。</u> <u>(4) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間においては、生活支援員のうち20%以上に基礎研修等のいずれかを年度内に受講させる計画を作成し、都道府県知事に届け出ていること。</u> <u>(7) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間においては、生活支援員のうち10%以上が基礎研修修了者であって、かつ、生活支援員のうち他の10%以上に基礎研修等のいずれかを年度内に受講させる計画を作成し、都道府県知事に届け出</u>

改 正 後	現 行
エ (略) ⑪ 日中支援加算の取扱いについて (一) (略)	ていること。 エ 上記イ及びウにおけるサービス管理責任者及び生活支援員の数は、常勤換算方法ではなく、当該事業所においてサービス管理責任者又は生活支援員として従事する従業者の実人数で算出し、例えば、世話人と生活支援員を兼務している者についても生活支援員の数に含めること。 (例) 指定共同生活援助事業所に生活支援員として従事する従業者の人数が 13 名の場合 ・ 上記ウ (ア) の場合 13 名×10%=1.3 名 よって、2 名以上について研修を受講させる計画を定める。 ⑧ 日中支援加算の取扱い (一) 報酬告示第 15 の 1 の 7 のイの日中支援加算 (I) については、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、高齢又は重度の障害者（65 歳以上又は障害支援区分 4 以上の障害者をいう。）であって日中を共同生活住居の外で過ごすことが困難であると認められる利用者に対して、共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に位置付けた上で、日中に支援を行った場合に、日中支援対象利用者の数に応じて、算定する。 ア 日中支援従事者の配置 (ア) 指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所は、当該利用者に対して日中に支援を行う場合には、当該支援の内容について、当該利用者のサー

改正後	現 行
	ビス等利用計画と整合性を図った上で、共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に位置付けるとともに、指定障害福祉サービス基準に規定する生活支援員又は世話人の員数に加えて、日中に支援を行う日中支援従事者を加配しなければならないものであること。なお、この場合の日中の支援に係る生活支援員又は世話人の勤務時間については、指定障害福祉サービス基準に規定する生活支援員又は世話人の員数を算定する際の勤務時間には含めてならないものであること。 (イ) 日中支援従事者は、当該指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、日中の支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。 ただし、別途報酬等（報酬告示第 15 の 1 の 5 のロの日中支援加算（Ⅱ）を除く。）により評価される職務に従事する者に委託する場合は、この加算は算定できないものであること。 イ 加算の算定方法 加算の算定は、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、日中に支援を行う日中支援対象利用者の数に応じ、加算額を算定する。この場合の日中支援対象利用者数には、報酬告示第 15 の 1 の 5 のロの日中支援加算（Ⅱ）の日中支援対象利用者の数を含めること。 なお、指定障害福祉サービス基準附則第 18 条の 2 第 1 項又

改正後	現 行
(二) 報酬告示第15の1の7のロの日中支援加算(Ⅱ)については、<u>指定共同生活援助等</u>と併せて支給決定されている日中活動サービスを利用することとなっている日に当該サービスを利用することができないとき、サービス等利用計画又は共同生活援助計画、<u>日中サービス支援型共同生活援助計画若しくは外部サービス利用型共同生活援助計画</u>(以下「<u>共同生活援助計画等</u>」という。)に位置付けて計画的に地域活動支援センター、介護保険法に規定する通所介護、通所リハビリテーション、介護予防・日常生活支援総合事業のうち従前の介護予防通所介護に相当するもの若しくは介護予防通所リハビリテーション、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケアを利用している者が利用することとなっている日に利用することができないとき又は就労している利用者が出勤予定日に出勤できないときに、当該利用者に対し、日中に介護等の支援を行った場合であって、当該支援を行った日数の合計が1月につき2日を超える場合、3日目以降について算定する。 ア 日中支援従事者の配置 (ア) <u>指定共同生活援助事業所等</u>は、当該利用者に対して日中	は第2項の適用を受ける利用者については、この加算を算定することができない。 また、指定共同生活援助事業所の利用者にあつては、日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に支援を行った場合については、この加算を算定することができない。 (二) 報酬告示第15の1の7のロの日中支援加算(Ⅱ)については、<u>指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助</u>と併せて支給決定されている日中活動サービスを利用することとなっている日に当該サービスを利用することができないとき、サービス等利用計画若しくは<u>共同生活援助計画若しくは外部サービス利用型共同生活援助計画</u>に位置付けて計画的に地域活動支援センター、介護保険法に規定する通所介護、通所リハビリテーション、介護予防・日常生活支援総合事業のうち従前の介護予防通所介護に相当するもの若しくは介護予防通所リハビリテーション、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケアを利用している者が利用することとなっている日に利用することができないとき又は就労している利用者が出勤予定日に出勤できないときに、当該利用者に対し、日中に介護等の支援を行った場合であって、当該支援を行った日数の合計が1月につき2日を超える場合、3日目以降について算定する。 ア 日中支援従事者の配置 (ア) <u>指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定</u>

改 正 後	現 行
に支援を行う場合には、日中活動サービス事業所等との十分な連携を図り、当該支援の内容について日中活動サービス等との整合性を図った上、<u>共同生活援助計画等</u>に位置付けるとともに、指定障害福祉サービス基準に規定する生活支援員又は世話人の員数に加えて、当該利用者の支援のために必要と認められる数の生活支援員又は世話人を加配しなければならないものであること。 なお、この場合の日中の支援に係る生活支援員又は世話人の勤務時間については、指定障害福祉サービス基準に規定する生活支援員又は世話人の員数を算定する際の勤務時間には含めてはならないものであること。 <u>ただし、日中サービス支援型指定共同生活事業所においては、指定障害福祉サービス基準第213条の4に規定する人員を確保する場合には、加算の算定に当たって生活支援員又は世話人の加配を要しないこととする。</u> (イ) 日中支援従事者は、当該<u>指定共同生活援助事業所等</u>に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって日中の支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。 ただし、別途報酬等（報酬告示第15の1の5のイの日中支援加算（I）を除く。）により評価される職務に従事する者に委託する場合は、この加算は算定できないものであること。 イ 加算の算定方法	<u>共同生活援助事業所</u>は、当該利用者に対して日中に支援を行う場合には、日中活動サービス事業所等との十分な連携を図り、当該支援の内容について日中活動サービス等との整合性を図った上、<u>共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画</u>に位置付けるとともに、指定障害福祉サービス基準に規定する生活支援員又は世話人の員数に加えて、当該利用者の支援のために必要と認められる数の生活支援員又は世話人を加配しなければならないものであること。 なお、この場合の日中の支援に係る生活支援員又は世話人の勤務時間については、指定障害福祉サービス基準に規定する生活支援員又は世話人の員数を算定する際の勤務時間には含めてはならないものであること。 (イ) 日中支援従事者は、当該<u>指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所</u>に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって日中の支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。 ただし、別途報酬等（報酬告示第15の1の5のイの日中支援加算（I）を除く。）により評価される職務に従事する者に委託する場合は、この加算は算定できないものであること。 イ 加算の算定方法

改正後	現 行
加算の算定は、<u>指定共同生活援助事業所等</u>ごとに、日中に支援を行う日中支援対象利用者の数に応じ、加算額を算定する。この場合の日中支援対象利用者の数には、報酬告示第15の1の5のイの日中支援加算(Ⅰ)の日中支援対象利用者の数を含めること。 なお、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の適用を受ける利用者については、この加算を算定することができない。 ⑫ 自立生活支援加算の取扱いについて 報酬告示第15の2の自立生活支援加算については、療養介護サービス費の「地域移行加算」と同趣旨であるため、2の(5)の③を参照されたい。 ただし、退居して他の<u>指定共同生活援助等</u>を行う住居に入居する場合については、この加算を算定できない。 ⑬ 入院時支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第15の3の入院時支援特別加算については、3の(2)の⑫の規定を準用する。 なお、<u>共同生活援助サービス費(Ⅳ)</u>、<u>日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅳ)</u>、<u>報酬告示第15の1の2の注9に定める日中サービス支援型共同生活援助サービス費</u>又は<u>外部サービス利用型指定共同生活援助サービス費(Ⅴ)</u>を算定している利用者であって、病院又は入所施設に入院又は入所している者については、この加算を算定できない。	加算の算定は、<u>指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所</u>ごとに、日中に支援を行う日中支援対象利用者の数に応じ、加算額を算定する。この場合の日中支援対象利用者の数には、報酬告示第15の1の5のイの日中支援加算(Ⅰ)の日中支援対象利用者の数を含めること。 なお、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の適用を受ける利用者については、この加算を算定することができない。 ⑨ 自立生活支援加算の取扱い 報酬告示第15の2の自立生活支援加算については、療養介護サービス費の「地域移行加算」と同趣旨であるため、2の(5)の③を参照されたい。 ただし、退居して他の<u>指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助</u>を行う住居に入居する場合については、この加算を算定できない。 ⑩ 入院時支援特別加算の取扱い 報酬告示第15の3の入院時支援特別加算については、3の(2)の⑪の規定を準用する。 なお、<u>共同生活援助サービス費(Ⅳ)</u>又は<u>外部サービス利用型指定共同生活援助サービス費(Ⅴ)</u>を算定している利用者であって、病院又は入所施設に入院又は入所している者については、この加算を算定できない。

改正後	現 行
⑭ 長期入院時支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第15の3の2の長期入院時支援特別加算については、3の(2)の⑬の規定を準用する。 指定共同生活援助事業所はイの加算額を、<u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業所はロの加算額を</u>、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所はハの加算額を算定するものとする。 なお、共同生活援助サービス費(Ⅳ)、<u>日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅳ)</u>、報酬告示第15の1の2の注9に定める<u>日中サービス支援型共同生活援助サービス費</u>又は外部サービス利用型指定共同生活援助サービス費(Ⅴ)を算定している利用者であって、病院又は入所施設に入院又は入所している者については、この加算を算定できない。 ⑮ 帰宅時支援加算の取扱いについて 報酬告示第15の4の帰宅時支援加算については、3の(2)の⑭の規定を準用する。 なお、共同生活援助サービス費(Ⅳ)、<u>日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅳ)</u>、報酬告示第15の1の2の注9に定める<u>日中サービス支援型共同生活援助サービス費</u>又は外部サービス利用型指定共同生活援助サービス費(Ⅴ)を算定している利用者であって、病院又は入所施設に入院又は入所している者については、この加算を算定できない。 ⑯ 長期帰宅時支援加算の取扱いについて 報酬告示第15の5の長期帰宅時支援加算については、3の(2)の⑮の規定を準用する。	⑪ 長期入院時支援特別加算の取扱い 報酬告示第15の3の2の長期入院時支援特別加算については、3の(2)の⑫の規定を準用する。 指定共同生活援助事業所はイの加算額を、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所はロの加算額を算定するものとする。 なお、共同生活援助サービス費(Ⅳ)又は外部サービス利用型指定共同生活援助サービス費(Ⅴ)を算定している利用者であって、病院又は入所施設に入院又は入所している者については、この加算を算定できない。 ⑫ 帰宅時支援加算の取扱い 報酬告示第15の4の帰宅時支援加算については、3の(2)の⑬の規定を準用する。 なお、共同生活援助サービス費(Ⅳ)又は外部サービス利用型指定共同生活援助サービス費(Ⅴ)を算定している利用者であって、病院又は入所施設に入院又は入所している者については、この加算を算定できない。 ⑬ 長期帰宅時支援加算の取扱い 報酬告示第15の5の長期帰宅時支援加算については、3の(2)の⑭の規定を準用する。

改正後	現 行
指定共同生活援助事業所はイの加算額を、<u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業所はロの加算額を</u>、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所は<u>ハ</u>の加算額を算定するものとする。 なお、共同生活援助サービス費(Ⅳ)、<u>日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅳ)</u>、報酬告示第15の1の2の注9に定める<u>日中サービス支援型共同生活援助サービス費</u>又は外部サービス利用型指定共同生活援助サービス費(Ⅴ)を算定している利用者であって、病院又は入所施設に入院又は入所している者については、この加算を算定できない。 ⑰ <u>地域生活移行個別支援特別加算の取扱いについて</u> 報酬告示第15の6の地域生活移行個別支援特別加算については、3の(2)の⑰の規定を準用する。 ⑱ <u>精神障害者地域移行特別加算の取扱いについて</u> <u>報酬告示第15の6の2の精神障害者地域移行特別加算については、3の(2)の⑱の規定を準用する。</u> ⑲ <u>強度行動障害者地域移行特別加算の取扱いについて</u> <u>報酬告示第15の6の3の強度行動障害者地域移行特別加算については、3の(2)の⑲の規定を準用する。</u> ⑳ <u>医療連携体制加算の取扱いについて</u> 報酬告示第15の7の医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までについては、2の(7)の⑮の規定を準用する。 報酬告示第15の7の医療連携体制加算(Ⅴ)については、環境の変化に影響を受けやすい障害者が、可能な限り継続して<u>指定共同生活援助事業所等</u>で生活を継続できるように、日常的な健康管理	指定共同生活援助事業所はイの加算額を、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所は<u>ロ</u>の加算額を算定するものとする。 なお、共同生活援助サービス費(Ⅳ)又は外部サービス利用型指定共同生活援助サービス費(Ⅴ)を算定している利用者であって、病院又は入所施設に入院又は入所している者については、この加算を算定できない。 ⑭ 地域生活移行個別支援特別加算の取扱い 報酬告示第15の6の地域生活移行個別支援特別加算については、3の(2)の⑯の規定を準用する。 (新設) (新設) ⑮ 医療連携体制加算の取扱い 報酬告示第15の7の医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までについては、2の(7)の⑧の規定を準用する。 報酬告示第15の7の医療連携体制加算(Ⅴ)については、環境の変化に影響を受けやすい障害者が、可能な限り継続して<u>指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所</u>

改 正 後	現 行
を行ったり、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応がとれる等の体制を整備している事業所を評価するものである。 したがって、 (一) 利用者の状態の判断や、<u>指定共同生活援助事業所等</u>の従業者に対し医療面からの適切な指導、援助を行うことが必要であることから、看護師配置を要することとしており、准看護師ではこの加算は認められない。 (二) 看護師の配置については、同一法人の他の施設に勤務する看護師を活用する場合は、当該<u>指定共同生活援助事業所等</u>の職員と他の事業所の職員を併任する職員として配置することも可能である。 (三) 医療連携体制をとっている事業所が行うべき具体的なサービスとしては、 ・ 利用者に対する日常的な健康管理 ・ 通常時及び特に利用者の状態悪化時における医療機関（主治医）との連絡・調整 等を想定しており、これらの業務を行うために必要な勤務時間を確保することが必要である。 なお、医療連携体制加算の算定要件である「重度化した場合における対応に係る指針」に盛り込むべき項目としては、例えば、①急性期における医師や医療機関との連携体制、②入院期間中における<u>指定共同生活援助等</u>における家賃や食材料費の	で生活を継続できるように、日常的な健康管理を行ったり、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応がとれる等の体制を整備している事業所を評価するものである。 したがって、 (一) 利用者の状態の判断や、<u>指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所</u>の従業者に対し医療面からの適切な指導、援助を行うことが必要であることから、看護師配置を要することとしており、准看護師ではこの加算は認められない。 (二) 看護師の配置については、同一法人の他の施設に勤務する看護師を活用する場合は、当該<u>指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所</u>の職員と他の事業所の職員を併任する職員として配置することも可能である。 (三) 医療連携体制をとっている事業所が行うべき具体的なサービスとしては、 ・ 利用者に対する日常的な健康管理 ・ 通常時及び特に利用者の状態悪化時における医療機関（主治医）との連絡・調整 等を想定しており、これらの業務を行うために必要な勤務時間を確保することが必要である。 なお、医療連携体制加算の算定要件である「重度化した場合における対応に係る指針」に盛り込むべき項目としては、例えば、①急性期における医師や医療機関との連携体制、②入院期間中における<u>指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定</u>

改正後	現 行
取扱いなどが考えられる。 ㉑ 通勤者生活支援加算の取扱いについて 報酬告示第 15 の 8 の通勤者生活支援加算については、3 の (2) の㉑の規定を準用する。 ㉒ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱いについて 報酬告示第 15 の 9 及び 10 の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2 の (1) の㉒の規定を準用する。	<u>共同生活援助</u>における家賃や食材料費の取扱いなどが考えられる。 ⑩ 通勤者生活支援加算の取扱い 報酬告示第 15 の 8 の通勤者生活支援加算については、3 の (2) の⑩の規定を準用する。 ⑪ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い 報酬告示第 15 の 9 及び 10 の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2 の (1) の⑪の規定を準用する。
第三 地域相談支援報酬告示に関する事項 1. 指定地域移行支援 (1) <u>地域移行支援サービス費について</u> ① <u>地域移行支援サービス費の区分について</u> (-) <u>地域移行支援サービス費 (I) については、専門職を配置し、関係機関と日常的な連携を図り、地域移行の実績を上げている事業所を評価するものであり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第124号）の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成30年厚生労働省告示第114号）に適合して いるものとして</u>	第三 地域相談支援報酬告示に関する事項 1. 指定地域移行支援 (新設)

改 正 後	現 行
<u>都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所において、指定地域移行支援を行った場合に算定する。なお、当該事業所の具体的な要件は以下のとおりである。</u> <u>ア 社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者又は「精神障害関係従事者養成研修事業について（平成26年3月31日付け障発0331第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別添2の3の(2)のイに規定する精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修の修了者である相談支援専門員を1人以上配置していること。</u> <u>イ 当該事業所において、指定地域移行支援を利用した地域相談支援給付決定障害者のうち、前年度に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。以下「地域相談支援基準」という。）第1条第1項第2号から第4号までに規定する施設（以下「対象施設」という。）を退院、退所等し、地域生活に移行した者が1人以上であること。</u> <u>ウ 対象施設と緊密な連携を図り、地域相談支援給付決定障害者の退院、退所等に向けた会議への参加や地域移行に向けた障害福祉サービスの説明、事業所の紹介、地域移行など同様の経験のある障害当事者（ピアサポーター等）による意欲喚起のための活動等を、いずれかの対象施設に対し、概ね月1回以上行っていること。</u> <u>(二) 地域移行支援サービス費(Ⅱ)については、(-)に規定する要件</u>	

改 正 後	現 行
<u>を満たさない指定地域移行支援事業所において、指定地域移行支援を行った場合に算定する。</u> ② 指定地域移行支援に係る報酬の算定について 指定地域移行支援の提供に当たっては、<u>地域相談支援基準</u>又は地域相談支援報酬告示に定める以下の基準のいずれかを満たさない場合には、所定単位数を算定しないものとする。 <u>(一) 地域移行支援計画の作成（地域相談支援基準第20条）</u> <u>(二) 利用者への対面による支援を1月に2日以上行わない場合（地域相談支援報酬告示第1の1の注2）</u> (2) 特別地域加算の取扱いについて 地域相談支援報酬告示第1の1の注3の特別地域加算については、第二の2の(1)の<u>⑩</u>の規定を準用する。 (3) 初回加算の取扱いについて (略)	<u>(1) 指定地域移行支援に係る報酬の算定について</u> 指定地域移行支援の提供に当たっては、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。以下「地域相談支援基準」という。）</u>又は地域相談支援報酬告示に定める以下の基準のいずれかを満たさない場合には、所定単位数を算定しないものとする。 <u>① 地域移行支援計画の作成（地域相談支援基準第20条）</u> <u>② 利用者への対面による支援を1月に2日以上行わない場合（地域相談支援報酬告示第1の1の注2）</u> (2) 特別地域加算の取扱い 地域相談支援報酬告示第1の1の注3の特別地域加算については、第二の2の(1)の<u>⑭</u>の規定を準用する。 (3) 初回加算の取扱い 地域相談支援報酬告示第1の1の2の初回加算については、サービスの利用の初期段階においては、病院や施設等を訪問し、地域相談支援給付決定障害者の生活状況の把握等を行うなど、特にアセスメント等に時間を要することから、サービスの利用開始月において算定できるものであること。 ただし、初回加算を算定した後、引き続き当該病院や施設等に入院、入所等している間に地域移行支援の給付決定が更新された場合や他の病院や施設等に転院、転所等して引き続き地域移行支援を利

改 正 後	現 行
(4) 集中支援加算の取扱いについて (略) (5) 退院・退所月加算の取扱いについて (略)	用する場合は、再度初回加算を算定することはできず、また、初回加算を算定した後に病院や施設等を退院、退所等し、その後、再度病院や施設等に入院、入所等する場合は、当該退院、退所等した日から再度入院、入所等した日までの間が３月間以上経過している場合に限り再度初回加算を算定できる。ただし、指定地域移行支援事業者が変更となる場合はこの限りでない。 (4) 集中支援加算の取扱い 地域相談支援報酬告示第１の２の集中支援加算については、退院・退所月加算が算定される月以外において、対面による支援を月６日以上実施した場合に算定できるものであること。 (5) 退院・退所月加算の取扱い ① 地域相談支援報酬告示第１の３の退院・退所月加算については、退院、退所等をする月において、地域生活への移行に向けた各種の支援を集中的に実施できるよう加算するものであるため、当該加算が算定される月においては、利用者との対面による支援を少なくとも２日以上行うこと等が算定に当たっての要件となることに留意すること。 また、退院、退所等をする日が翌月の初日等の場合においては、退院、退所等をする月の前月において支援が行われることとなるため、当該場合であって退院、退所等をするのが確実に見込まれる場合については、退院、退所等をする月の前月において算定できるものであること。 この場合において、結果として翌月に当該者が退院又は退所しなかったときは、当該加算額を返還させるものとする。

改正後	現 行
(6) 障害福祉サービスの体験利用加算の取扱いについて ① 地域相談支援報酬告示第1の4の障害福祉サービスの体験利用加算については、障害福祉サービスの利用を希望している者に対し、地域において障害福祉サービスを利用するに当たっての課題、目標、体験期間及び留意事項等を地域移行支援計画に位置付けて、障害福祉サービスの体験的な利用支援を行った場合に、<u>利用日数に応じ、算定できるものであること。</u> また、利用者に対して、委託先の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービスの体験的な利用に係る一定の支援がなされる場合に、算定できるものであること。 ② (略) ③ <u>地域生活支援拠点等としての機能を担うものとして、都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所の場合、イ又はロに定める単</u>	なお、その後の支援の結果、当該者が退院、退所等をした場合は、退院・退所月加算を算定して差し支えない。 ② 退院・退所月加算については、次の(一)から(三)までのいずれかに該当する場合には、算定できないものであること。 (一) 退院、退所等をして病院又は診療所へ入院する場合 (二) 退院、退所等をして他の社会福祉施設等へ入所する場合 (三) 死亡による退院、退所等の場合 (6) 障害福祉サービスの体験利用加算の取扱い ① 地域相談支援報酬告示第1の4の障害福祉サービスの体験利用加算については、障害福祉サービスの利用を希望している者に対し、地域において障害福祉サービスを利用するに当たっての課題、目標、体験期間及び留意事項等を地域移行支援計画に位置付けて、障害福祉サービスの体験的な利用支援を行った場合に算定できるものであること。 また、利用者に対して、委託先の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービスの体験的な利用に係る一定の支援がなされる場合に、算定できるものであること。 ② 障害福祉サービスの体験利用加算については、15日を限度として算定できるものであること。 なお、当該者に対する地域移行支援の給付決定が更新された場合においては、当該更新後から再度15日を限度として算定できることに留意すること。 (新設)

改正後	現 行
<u>位数に、さらに50単位を加算するものとする。</u> (7) 体験宿泊加算の取扱いについて ① (略) ② <u>共同生活援助サービス費、日中サービス支援型共同生活援助サービス費及び外部サービス利用型共同生活援助サービス費に係る体験的な入居については、共同生活援助に係る共同生活住居への入居を希望している者に対する体験的な利用であり、支援の目的が異なるものであるため、利用者に対して各制度の支援の目的を説明し、利用者の意向を確認すること。</u> ③ (略)	(7) 体験宿泊加算の取扱い ① 地域相談支援報酬告示第1の5の体験宿泊加算については、単身での生活を希望している者に対し、単身での生活に向けた課題、目標、体験期間及び留意事項等を地域移行支援計画に位置付けて、体験的な宿泊支援を行った場合に算定できるものであること。 なお、家族等との同居を希望している者に対しては、当該支援を行うことが有効であると認められる場合には、算定して差し支えない。ただし、家族等が生活する場所において体験的に宿泊を行う場合を除く。 また、体験的な宿泊支援については、指定障害福祉サービス事業者に委託できるが、当該委託による場合であっても、指定地域移行支援事業者が、委託先の指定障害福祉サービス事業者と緊急時の対応等のための常時の連絡体制を確保して行うこと。 ② 共同生活援助サービス費及び外部サービス利用型共同生活援助サービス費に係る体験的な入居については、共同生活援助に係る共同生活住居への入居を希望している者に対する体験的な利用であり、支援の目的が異なるものであるため、利用者に対して各制度の支援の目的を説明し、利用者の意向を確認すること。 ③ 体験宿泊加算の日数については、利用開始日及び終了日の両方を算定できるものであること。 なお、体験宿泊加算(I)については、利用者が、地域相談支援基準第23条第1項に規定する要件を満たす場所（以下「体験宿泊場

改正後	現 行
④ (略) ⑤ (略) ⑥ (略) ⑦ <u>地域生活支援拠点等としての機能を担うものとして、都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所の場合、イ又はロに定める単</u>	所」という。)において、地域での居宅生活を体験するための宿泊によらない一時的な滞在に係る支援を行う場合についても算定して差し支えない。 ④ 施設入所者の体験的な宿泊については、施設入所支援の外泊に位置付けられるものとし、入院・外泊時加算の算定が可能なものであるが、体験的な宿泊支援の開始日及び終了日については、施設入所支援サービス費を併せて算定できるものであること。 ⑤ 体験宿泊加算(Ⅱ)については、体験的な宿泊支援を利用する者の状況に応じて、夜間及び深夜の時間帯を通じて見守り等の支援が必要な場合であって、当該体験宿泊場所に夜間支援従事者を配置又は少なくとも一晩につき複数回以上、当該体験宿泊場所への巡回による支援を行った場合に算定できるものであること。 なお、夜間支援従事者は、別途、指定居宅介護事業者等に夜間における支援のみを委託する場合であっても差し支えない。 夜間支援従事者は、利用者の状況に応じて見守り等の支援を行うほか、指定地域移行支援事業者との密接な連携の下、緊急時の対応等を適切に行うこと。 ⑥ 体験宿泊加算については、15日を限度として算定できるものであること。 なお、当該者に対する地域移行支援の給付決定が更新された場合においては、当該更新後から再度15日を限度として算定できることに留意すること。 (新設)

改正後	現 行
<u>位数に、さらに50単位を加算するものとする。</u> 2. 指定地域定着支援 (1) (略) (2) 緊急時支援費の取扱いについて ① <u>緊急時支援費に係る利用者の障害の特性に起因して生じうる緊急時の対応については、あらかじめ利用者又はその家族等との話し合いにより申し合わせておくこと。</u> ② <u>地域相談支援報酬告示第2のロの(1)の緊急時支援費(I)については、緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、速やかに訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に算定できるものであること。</u> ③ <u>地域相談支援報酬告示第2のロの(2)の緊急時支援費(Ⅱ)については、緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜(午後10時から午前6時までの時間をいう。)に電話による相談援助を行った場合に算定できるものであること。</u>	2. 指定地域定着支援 (1) 指定地域定着支援に係る報酬の算定について 指定地域定着支援の提供に当たっては、地域相談支援基準に定める以下の基準のいずれかを満たさない場合には、所定単位数を算定しないものとする。 ① 地域定着支援台帳の作成に係るアセスメントに当たっての利用者との面接等（第42条第3項） ② 適宜の利用者の居宅への訪問等による状況把握（第43条第2項） (2) 緊急時支援費の取扱い (新設) ① 地域相談支援報酬告示第2のロの<u>緊急時支援費</u>については、利用者又はその家族等からの要請に基づき、速やかに訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に算定できるものであること。 (新設)

改正後	現 行
<u>ただし、緊急時支援費 (I) を算定する場合は、当該緊急時支援費は算定できないこと。</u> ④ (略) ⑤ (略) ⑥ 一時的な滞在による支援は、短期入所サービスの支給決定を受けている障害者の場合であっても、身近な地域の短期入所事業所が満床である等やむを得ない場合においては、算定できるものであること。 (3) 特別地域加算の取扱い 地域相談支援報酬告示第 2 の注 4 の特別地域加算については、第二の 2 の (1) の⑩の規定を準用する。 第四 (略) 1. 計画相談支援費の算定について (1) 基本的な取扱いについて	② 緊急時支援を行った場合は、地域相談支援基準第 45 条において準用する第 15 条に基づき、要請のあった時間、要請の内容、当該支援の提供時刻及び緊急時支援の算定対象である旨等を記録するものとする。 ③ 一時的な滞在による支援は、宿泊によらない一時的な滞在による場合についても算定できるものであること。 また、一時的な滞在による支援は、宿泊日及び退所日の両方を算定できるものであること。 ④ 一時的な滞在による支援は、短期入所サービスの支給決定を受けている障害者の場合であっても、身近な地域の短期入所事業所が満床である等やむを得ない場合においては、算定できるものであること。 (3) 特別地域加算の取扱い 地域相談支援報酬告示第 2 の注 4 の特別地域加算については、第二の 2 の (1) の⑭の規定を準用する。 第四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別表計画相談支援給付費単位数表（平成 24 年厚生労働省告示第 125 号。以下「計画相談支援報酬告示」という。）に関する事項 1. 計画相談支援費の算定について (1) 基本的な取扱い